

福岡県公報

平成十九年六月二十二日
第二千六百九十三号
増刊 ①

目次

規 則 (第五十六号)

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則 (児童家庭課) …………… 1

雑 報

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程 (消防防災安全課) …………… 11

規 則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。
平成十九年六月二十二日

福岡県知事 麻 生 兼

福岡県規則第五十六号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則 (昭和五十一年福岡県規則第五十六号) の一部を次のとおり改正する。

第三十三条第四項中「次号」と「第五号」を「第六号」と改め、

別表第一中「(第3条)」を「(第3条関係)」とし、同表備考五中「児童(者)」の次に「、児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービズに係るものに限る。)」又は同法附則第22条の特定旧法受給者」とし、同表備考五の次に「次号」を挿入する。

Ⅰ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第一中備考八を備考九とし、備考七を備考八とし、同表備考六(一)の次に「

300,000円」とし、「350,000円」と改め、同表備考六を同表備考七とし、同表備考五の次に次のとおり改め。

6 第3条第4項の適用については、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額は、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限 (当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額が全額徴収である場合若しくは日割りによって計算される場合又は児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費(給付費等) 国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助) 金について」(平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知。以下「0223004号通知」という。) の別表6 - 1 障害児施設徴収金基準額表 (扶養義務者用) に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。ただし、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づき0223004号通知の徴収金基準額とする。) とし、その額が「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減等事業の実施について」(平成18年4月3日発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 適用後のその月の利用者負担額 (児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額 (実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)) をいう。以下同じ。) を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

規 則

この規則が、公布の日から施行し、改正後の別表備考の規定は、平成十八年十月分として徴収する負担金から適用する。

雑報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年六月二十二日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 麻生 渡

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程（平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び出納長」を削る。

第五条第二項中「本部本部員」を「本部員」に改める。

第八条第四項中「総合指令部付各班」を「総合指令部付各班」に改める。

第十二条第一項中「福岡県甘木農林事務所」を「福岡県朝倉農林事務所」に、同条第四項中「地方班」を「農林班」に、同条第六項中「上司の」を「班長の」に改める。

第十二条の二第一項中「甘木土木建築班」を「朝倉土木建築班」に、「福岡県甘木土木事務所」を「福岡県朝倉土木事務所」に改める。

第十四条第七項中「公安部除」を「公安部を」に改める。

第二十一条第四項中「班長には班長」を「班員には班長」に改め、同条第七項中「別表八」を「別表第八」に改める。

第二十二条第一項中「福岡県甘木農林事務所」を「福岡県朝倉農林事務所」に改める。

別表第一総務部の項中

総務部次長
職員長
国立博物館対策長
私学学事振興局長

を

総務部次長
私学学事振興局長

に改め、同表企

画振興部の項中「企業振興部次長」を「企画振興部次長」に改め、同表保健福祉部の項

中、

保健福祉部次長
医監
県立病院対策長
人権・同和対策局長

を

保健福祉部次長
医監
人権・同和対策局長

に改め、同表生活労働部の項中

生活労働部次長
労働局長

生活労働部次長
労働局長
国際交流局長

に改める。

別表第一総務部の項中

鉦書班

管財班

国立博物館対策班

総務事務集中化準備班

鉦書課長

管財課長

国立博物館対策室長

総務事務集中化準備室長

管財班

総務事務センター班

管財課長

総務事務センター課長

同表企画振興部の項中

水資源対策局

計画班

開発班

計画課長

開発課長

水資源対策局

計画班

開発班

計画課長

開発課長

空港対策局

空港整備班

空港計画班

空港整備課長

空港計画課長

を

に、

を

に改め、

を

男女共同参画推進班	男女共同参画推進班 国際文化交流班 国民文化祭班	介護保険班	介護保険班 ねんりんピック室長	薬務班	県立病院班 薬務班	高齢者福祉班 子育て支援班 児童家庭班	企画班 高齢者福祉班 児童家庭班	空港対策局 空港整備班 空港計画班
男女共同参画推進課長	男女共同参画推進課長 国際交流課長 国民文化祭室長	介護保険課長	介護保険課長 ねんりんピック室長	薬務課長	県立病院課長 薬務課長	高齢者福祉課長 子育て支援課長 児童家庭課長	企画課長 高齢者福祉課長 児童家庭課長	空港整備課長 空港計画課長
に、	を	に、	を	に、	を	に、	を	に改め、

管財班 鉱害班 一 災害による鉱害地の応急復旧に関する事。 二 本部の設置に関する事。 三 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関する事。 四 庁用自動車の配車に関する事。 五 公用財産の応急貸与に関する事。 六 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 六 災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。	別表第三総務部の項中	高速道路対策班 高速道路対策室長	高速道路対策班 新北九州空港連絡道路建設班 高速道路対策課長 新北九州空港連絡道路建設室長	企画班 土木管理班 企画班 土木管理班	企画班 企画課長	国際交流局 労働局 労働政策班 新雇用開発班 職業能力開発班 交流第一班 交流第二班 労働政策課長 新雇用開発課長 職業能力開発課長 交流第一課長 交流第二課長	労働局 労働政策班 新雇用開発班 職業能力開発班 労働政策課長 新雇用開発課長 職業能力開発課長
を	に改める。	を	に、	を	に改め、	を	

<p>保健福祉班</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 三 災害救助法の適用に関する事。 	<p>同表保健福祉部の項中</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">水資源 対策局</th> </tr> <tr> <td>計画班</td> <td>一 総合的な水対策に関する事。</td> </tr> <tr> <td>開発班</td> <td>一 地下水の利用に関する事。</td> </tr> <tr> <td>緊急連絡 管建設班</td> <td>一 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事。</td> </tr> </table>	水資源 対策局		計画班	一 総合的な水対策に関する事。	開発班	一 地下水の利用に関する事。	緊急連絡 管建設班	一 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">水資源 対策局</th> </tr> <tr> <td>計画班</td> <td>一 総合的な水対策に関する事。</td> </tr> <tr> <td>開発班</td> <td>一 地下水の利用に関する事。</td> </tr> </table>	水資源 対策局		計画班	一 総合的な水対策に関する事。	開発班	一 地下水の利用に関する事。	<p>同表企画振興部の項中</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">管財班</th> </tr> <tr> <td>総務事務センター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一 本部の設営に関する事。 二 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関する事。 三 庁用自動車の配車に関する事。 四 公用財産の応急貸与に関する事。 五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 六 災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。 </td> </tr> </table>	管財班		総務事務センター	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部の設営に関する事。 二 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関する事。 三 庁用自動車の配車に関する事。 四 公用財産の応急貸与に関する事。 五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 六 災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">国立博物館対策班</th> </tr> <tr> <td>総務事務集中化準備班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。 三 職員健康管理に関する事。 四 職員に対する諸給付金と貸付に関する事。 五 災害従事職員の公務災害に関する事。 六 災害対策応急物資等購入品の検収に関する事。 </td> </tr> </table>	国立博物館対策班		総務事務集中化準備班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。 三 職員健康管理に関する事。 四 職員に対する諸給付金と貸付に関する事。 五 災害従事職員の公務災害に関する事。 六 災害対策応急物資等購入品の検収に関する事。
水資源 対策局																												
計画班	一 総合的な水対策に関する事。																											
開発班	一 地下水の利用に関する事。																											
緊急連絡 管建設班	一 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事。																											
水資源 対策局																												
計画班	一 総合的な水対策に関する事。																											
開発班	一 地下水の利用に関する事。																											
管財班																												
総務事務センター	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部の設営に関する事。 二 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関する事。 三 庁用自動車の配車に関する事。 四 公用財産の応急貸与に関する事。 五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 六 災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。 																											
国立博物館対策班																												
総務事務集中化準備班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。 三 職員健康管理に関する事。 四 職員に対する諸給付金と貸付に関する事。 五 災害従事職員の公務災害に関する事。 六 災害対策応急物資等購入品の検収に関する事。 																											
		に改め、	を		に改め、																							

<p>子育て支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉施設（保育所）の災害応急復旧に関する事。 	<p>高齢者福祉班</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 介護老人保健施設及び老人保健施設の災害応急復旧に関する事。 	<p>保健福祉班</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 三 災害救助法の適用に関する事。 四 災害救助法の市町村指導に関する事。 五 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 六 災害甲斐金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。 八 その他災害救助法に関する事。 九 公用令書の発行に関する事。 十 義援金品の出納及び保管に関する事。 十一 社会福祉施設の災害応急復旧に関する事。 十二 児童福祉施設の災害応急復旧に関する事。 	<p>企画班</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会福祉施設の災害応急復旧に関する事。 二 被災者に対する生活福祉資金の貸付け等に関する事。 	<p>高齢者福祉班</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 介護老人保健施設及び老人保健施設の災害応急復旧に関する事。 	<p>児童家庭班</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉施設の災害応急復旧に関する事。 二 災害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量調査に関する事。 三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 四 災害救助法の市町村指導に関する事。 五 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 六 災害甲斐金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。 八 その他災害救助法に関する事。 九 公用令書の発行に関する事。
		に、	を			

同表環境部の項中

国保・援護班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
介護保険班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。

に改め、

ねんりんピック班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
介護保険班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 三 義援金品の出納及び保管に関すること。

を

薬務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。 二 薬事関係施設の被害調査及び災害心急復旧に関すること。
-----	---

に

薬務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。 二 薬事関係施設の被害調査及び災害心急復旧に関すること。
県立病院班	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立病院の災害対策指導及び災害復旧に関すること。

を

児童家庭班	<ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉施設（保育所以外）の災害心急復旧に関すること。 二 災害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量調査に関すること。 三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関すること。
-------	---

同表水産林務部の項中「災害心急措置」を「災害心急復旧措置」に改め、同表土木部の項中

高速道路対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
新北九州空港連絡道路建設班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。

を

労働局	職業能力開発班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
国際交流班	交流第一班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
国際交流班	交流第二班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。

に改め、

労働局	職業能力開発班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
-----	---------	--

を

男女共同参画推進班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
-----------	--

に

男女共同参画推進班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
国際交流班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
国民文化祭班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。

を

同表生活労働部の項中

環境保全班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における災害対策に関すること。
環境保全班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における公害対策に関すること。

に改め、

を

同表建築物都市部の項中

高速道路対策班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。
	二 部内各班の応援に関すること。

住宅班	一 応急仮設住宅の建設に関すること。
	二 災害公営住宅に関すること。

住宅管理班	一 県営住宅の応急処理に関すること。
	二 応急仮設住宅及び公営住宅の供与に関すること。

住宅班	一 災害公営住宅に関すること。
-----	-----------------

住宅管理班	一 県営住宅の応急修理に関すること。
	二 応急仮設住宅の建設に関すること。
	三 応急仮設住宅及び公営住宅の供与に関すること。

「応急施設」を「応急仮施設」に改め、同表教育部の項中

高校教育班	一 県立高等学校における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。
	二 県立高等学校における生徒の避難に関すること。
	三 県立高等学校における応急教育の方法に関すること。
	四 県立高等学校における生徒に対する教科書、教材及び学用品の調達に関すること。
	五 育英補助に関すること。

高校教育班	一 県立高等学校及び県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。
	二 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。
	三 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。
	四 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の調達に関すること。
	五 育英補助に関すること。

高校教育班	一 県立高等学校及び県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。
	二 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。
	三 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。
	四 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の調達に関すること。
	五 育英補助に関すること。

に改め、

を

に、

を

に、

義務教育班

一	県立盲・聾・養護学校（以下「県立特殊教育諸学校」という。）及び市町村立学校における教職員並びに児童及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。
二	県立特殊教育諸学校及び市町村立学校における児童及び生徒の避難に関すること。
三	県立特殊教育諸学校及び市町村立学校における応急教育の方法に関すること。
四	県立特殊教育諸学校及び市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。

を

義務教育班

一	県立特別支援学校及び市町村立学校における教職員並びに児童及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。
二	県立特別支援学校及び市町村立学校における児童及び生徒の避難に関すること。
三	県立特別支援学校及び市町村立学校における応急教育の方法に関すること。
四	県立特別支援学校及び市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。

に改める。

別表第五総合指令部の項中

災害情報センター	必要に応じて要員を配備
----------	-------------

を

災害情報センター	必要に応じて要員を配備
災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備

に改め、

同表総務部の項中

鉅害班				
管財班	五	一〇	一四	二
国立博物館対策班				
総務事務集中化準備室	一	二		全員
				全員
				全員
				全員

を

ねんりんピック班	介護保険班	国保・援護班	監査保護班	県立病院班
		二	三	
	二	八	八	二
全員	全員	全員	全員	全員

を

子育て支援班	高齢者福祉班
—	—
二	三
全員	全員

に、

企画班	高齢者福祉班
—	—
—	—
三	二
全員	全員

を

策局	水資源対		
	北部福岡緊急連絡管建設班	開発班	計画班
			—
全員	全員	全員	全員

に、

策局	水資源対	
	開発班	計画班
		—
全員	全員	全員

を

同表企画振興部の項中

小計	一〇	二〇	三六
----	----	----	----

に改め、

小計	一〇	二	三八
----	----	---	----

を

管財班	総務事務センター班
五	—
—	一
二	一四
全員	全員

に、

労働局	労働政策班		
	職業能力開発班	新雇用開発班	労働政策班
			—
—	—	—	—
全員	全員	全員	全員

を

男女共同参画推進班
—
—
全員

に、

国民文化祭班	男女共同参画推進班	
	国際交流班	国民文化祭班
		—
—	—	—
全員	全員	全員

を

同表生活労働部の項中

小計	自然環境班	
	水道整備班	自然環境班
		—
—	—	—
四	一	一
八	全員	全員

に改め、

小計	自然環境班	
	水道整備班	自然環境班
		—
—	—	—
三	八	二
八	全員	全員

を

同表環境部の項中

小計	六	二	六三
----	---	---	----

に改め、

小計	六	二	六五
----	---	---	----

を

監査保護班	国保・援護班	
	介護保険班	国保・援護班
		—
	二	三
二	八	八
全員	全員	全員

に、

同表土木部の項中

局	労働局				
	国際交流 交流第二班	国際交流 交流第一班	職業能力開 発班	新雇用開発 班	労働政策班
					—
		—	—	—	—
全員	全員	全員	全員	全員	全員

に改め、

小計	新北九州空港連絡道路 建設班	
	新幹線建設対策班	新幹線建設対策班
二七	—	—
七七	—	—
七七	全員	全員

を

小計	新幹線建設対策班	
	新幹線建設対策班	新幹線建設対策班
二七	七六	—
七六	七六	—
七六	全員	全員

に改め、

別表第五合計の項を次のように改める。

合計	九八	一九九	三三八

別表第六保健福祉部の項中「保健福祉課副課長」を「保健福祉課企画広報監」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

定価 一箇月一、三五〇円（税込・郵便料別）